千葉商科大学任期制教員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年6月13日法律第82号)第5条の規定に基づき、千葉商科大学(以下「本学」という。)において任期を定めて任用する専任教育職員 (以下「任期制教員」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期制教員を任用する組織等)

第2条 任期制教員の所属、職位、任期、再任等に関する事項については、別表に定める。 (規程の公表)

第3条 この規程は、本学のホームページ等に掲載し、広く周知を図るものとする。

(事務手続き)

第4条 この規程の事務は人事課が行う。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、常任理事会の承認を得なければならない。

付 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

付 則 (2021年9月8日改正)

この規程は、2021年9月8日から施行する。

付 則 (2022年10月5日改正)

この規程は、2022年10月5日から施行する。

付 則 (2023年5月17日改正)

この規程は、2023年5月17日から施行する。

付 則 (2023年10月4日改正)

この規程は、2023年10月4日から施行する。

<別表>

所属	職位	任期	再任の可否	学内関連規程
基盤教育機構	助教	5年	不可	千葉商科大学基盤教育機構任
				期制助教の任用に関する規程
国際教養学部	助教	1年	可(上限3回ま	千葉商科大学国際教養学部任
			で更新可能)	期制助教の任用に関する規程
会計ファイナンス研究科	教授	1年	可(上限3回ま	千葉商科大学専門職大学院会
			で更新可能)	計ファイナンス研究科任期制
				教授の任用に関する規程

商学研究科	教授 准教授 専任講師	2年	可	千葉商科大学大学院商学研究 科中小企業診断士登録養成課 程任期制教員に関する規程
千葉商科大学	特任教員 T1教員	4年	可	千葉商科大学特任教員に関す る規程
	特任教員 T2教員	2年	可	
	助教	5年	不可	千葉商科大学任期制助教に関 する規程